

福山市教育委員会会議（第5回）議事日程

2026年（令和8年）7月29日

午後2時00分 於：教育委員室

日程第1		教育委員会会議録の承認について	
日程第2		教育長報告	1
日程第3		事務局報告	3
		1 図書館の臨時休館について	
		2 北京市教育交流推進事業について	
日程第4	議第20号	臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）	5
日程第5	議第21号	臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について）	9
日程第6	議第22号	臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について）	13
日程第7	議第23号	市長の職務権限に属する事務の補助執行にかかる協議について	18
日程第8	議第24号	2027年度（令和9年度）に使用する福山市立福山高等学校用教科用図書採択について	19
* 日程第9	議第25号	臨時代理の承認を求めることについて（福山市文化財保護指導員の委嘱）	
* 日程第10	議第26号	臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第11	議第27号	臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	

*は非公開予定

教育長報告

6月	27日	土	WAZA-OneGP 2026 (エフピコアリーナ) 第61回福山市青少年育成市民運動推進大会 (広島県民文化センター)
	28日	日	
	29日	月	学校訪問 (福相小) いいね! 福山っ子部門表彰 (駅家南中)
	30日	火	学校訪問 (西深津小)
7月	1日	水	中学校長会 市制施行110周年記念式典 (リーデンローズ)
	2日	木	学校訪問 (道上小、向丘中) 市長表敬訪問 [中学生ゴルフ]
	3日	金	福山市立大学訪問 小学校長会
	4日	土	第45回中学生の主張大会 (北部市民センター)
	5日	日	
	6日	月	寄附受納式 [(公財) 日本公衆電話会]
	7日	火	学校訪問 (津之郷小、東中)
	8日	水	寄附受納式 [福山葦陽ライオンズクラブ]
	9日	木	寄附受納式 [(公社) 広島県トラック協会福山支部] 市長表敬訪問 [中条少年野球クラブ]
	10日	金	2026年度 (令和8年度) 市政重点政策説明会 (中央東・中央西・西部・西南・南部ブロック) 校長研修会 (ローズコム) 市長表敬訪問 [福山南剣友会、福山東雲会、新市剣道教室、戸手剣道教室] 反核平和の夕べ
	11日	土	
	12日	日	
	13日	月	反核平和の火リレー福山市役所庁舎前セレモニー 学校訪問 (春日小) 令和8年度第1回市町教育長ミーティング (教育委員室)
	14日	火	学校訪問 (手城小、神辺西中) 市長表敬訪問 [福山ウェスト野球クラブ]
	15日	水	2026年度 (令和8年度) 市政重点政策説明会 (東部ブロック) 市長表敬訪問 [福山ジュニアハンドボールクラブ]
	16日	木	学校訪問 (光小) 2026年度 (令和8年度) 福山市人権啓発推進連絡協議会総会 (人権交流センター)
	17日	金	2026年度 (令和8年度) 市政重点政策説明会 (北部・神辺ブロック) 市長表敬訪問 [川口ソフトボールクラブ] 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する学識経験者からの意見聴取
	18日	土	
	19日	日	
	20日	月	

21 日	火	寄附受納式〔(株) 福山デニックス〕 N響コンサート（リーデンローズ） 県議会議員と福山市の勉強会（ふなまちベイホール）
22 日	水	学校訪問（城東中）
23 日	木	
24 日	金	
25 日	土	
26 日	日	
27 日	月	被爆 8 1 周年原水爆禁止非核平和行進福山市役所前到着式（市役所北側広場） 広島県市町教育委員会連合会令和 8 年度第 2 回役員会（Web 会議）
28 日	火	被爆 8 1 周年原水爆禁止非核平和行進福山市役所前出発式（市役所北側広場） 福山市議会臨時会
29 日	水	第 4 回教育委員会会議

1 図書館の臨時休館について

(1) 趣旨

東部市民センターの太陽光発電設備設置工事に伴い、福山市図書館条例第3条の2の規定に基づき、臨時に休館する。

(2) 休館する図書館

東部図書館

(3) 休館日

2026年(令和8年)10月17日(土)

2026年(令和8年)11月3日(火・祝)

※10月20日(火)の館内整理日は開館する。

(4) 周知

広報「ふくやま」10・11月号、市・図書館ホームページへの掲載及び館内掲示等

(参考)

○福山市図書館条例

(開館時間及び休館日)

第3条の2 図書館の開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

別表第2

名称	開館時間	休館日
福山市中央図書館	午前１０時から午後７時まで	(1) １２月２９日から翌年の１月３日までの日 (2) 館内整理日(１年につき１２日を超えない範囲において教育委員会が定める日) (3) 特別整理期間(１年につき１０日を超えない範囲において教育委員会が定める期間)
福山市松永図書館	午前１０時から午後７時まで。 ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前１０時から午後６時まで	
福山市北部図書館		
福山市東部図書館	午前１０時から午後７時まで。 ただし、土曜日及び日曜日並びに休日は午前１０時から午後６時までとし、集会室の開室時間は午前９時から午後１０時まで	
福山市沼隈図書館	午前１０時から午後７時まで。 ただし、土曜日及び日曜日並びに休日は、午前１０時から午後６時まで	
福山市新市図書館		
福山市神辺図書館		

2 北京市教育交流推進事業について

- (1) 目的 本市と北京市教育委員会の間で、中・高校生及び教職員の教育交流を行うことにより、生徒が多様な価値観に気づき、自身の視野を広げたり、教職員の資質能力の向上を図り、日々の授業改善に活かしたりする。
- (2) 期間 2026年（令和8年）12月22日（火）～12月26日（土）
- (3) 内容
- ・中学校等を訪問し、授業参観、意見交流等を行う。
 - ・スポーツや音楽・芸術の専門大学を訪問し、施設見学、授業参観、体験等を行う。
 - ・万里の長城、故宮博物院等の文化・歴史的施設を見学する。
- (4) 派遣者数 21人
- ・生徒 13人
 - ・教職員 3人
 - ・事務局職員等 5人
- (5) 訪問日程（予定）

月 日	行 程
12月22日（火）	関西国際空港発 → 北京首都国際空港着
23日（水）	北京市内の学校等を訪問
24日（木）	北京市内の学校等を訪問
25日（金）	北京市内及び近郊の世界遺産、文化施設等の見学等
26日（土）	北京首都国際空港発 → 関西国際空港着

(6) スケジュール

説明会	10月3日（土）
学習会	11月14日（土）、12月12日（土）、1月30日（土）
報告会	2月27日（土）

議第 20 号

臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 29 年教育委員会規則第 2 号）
第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について別紙
のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、同意する旨回答する。

- 1 福山市特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例の制定について

福山市特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例の制定について

(理由)

現行の福山市特別職の職員の給与に関する条例等においては、特別職の職員が負傷又は疾病により職務に従事しなかった場合の取扱いに関する規定が整備されていない。特別職の職員が療養する場合における給与の支給の特例を定めるため、本条例を制定するものである。

(要旨)

1 給料の支給の特例

- (1) 負傷又は疾病の療養のため職務に従事しなかったときは、その職務に従事しなかった期間（以下「療養期間」という。）について、給料を支給しないこととするもの。

(第2条第1項関係)

- (2) 計算期間の一部に職務に従事しなかった期間があるときにおける日割計算の規定及び過払額が生じた場合の給料からの控除に関する規定を整備するもの。

(第2条第2項関係)

2 期末手当の支給の特例

- (1) 負傷又は疾病の療養のため職務に従事しなかった場合で、期末手当の基準日が療養期間内にあるときは、期末手当を支給しないこととするもの。

(第3条第1項関係)

- (2) 療養期間がある場合の在職期間について、療養期間の全期間を除くこととするもの。

(第3条第2項関係)

3 退職手当の支給の特例

退職手当の計算の基礎となる勤続期間について、職務に従事する日のあった月を除く療養期間のある月が1月以上あったときは、その月数を除算することとするもの。

(第4条関係)

(施行期日)

公布の日の翌日

議第 号

福山市特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例の制定について

条例第 号

福山市特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員（福山市特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年条例第113号。以下「特別職職員給与条例」という。）第1条第1号から第6号までに掲げる職員をいう。以下同じ。）が負傷又は疾病の療養のため職務に従事しなかった場合における給与の支給の特例について定めるものとする。

(給料の支給の特例)

第2条 特別職職員給与条例第2条の規定にかかわらず、特別職の職員が公務又は通勤によらない負傷又は疾病の療養のため職務に従事しなかったときは、その職務に従事しなかった期間（以下「療養期間」という。）について、給料（病院事業管理者にあっては、給料並びに地域手当及び特殊勤務手当をいう。以下同じ。）を支給しない。

2 計算期間（特別職職員給与条例第3条に規定する計算期間をいう。以下同じ。）の一部に職務に従事しなかった期間があるときは、その計算期間に係る給料の額は、特別職職員給与条例第5条の規定による日割計算の方法により、職務に従事した期間に応じて計算した額とする。この場合において、その月分の給料の額の異動により過払額が生じたときは、その過払額を翌月分の給料から控除する。

(期末手当の支給の特例)

第3条 福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和41年条例第114号。以下「特別職職員期末手当支給条例」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、特別職の職員が公務又は通勤によらない負傷又は疾病の療養のため職務に従事しなかった場合で、基準日（特別職職員期末手当支給条例第2条に規定する基準日をいう

。以下同じ。）が療養期間内にあるときは、期末手当を支給しない。

2 特別職職員期末手当支給条例第3条第1項の規定にかかわらず、特別職の職員に療養期間がある場合における同項の在職期間は、前年の12月2日、その年の3月2日又は6月2日からその年の基準日までの間において在職した期間のうち、療養期間の全期間を除く期間を30日をもって1月として算出した月数によるものとする。

(退職手当の支給の特例)

第4条 福山市職員退職手当支給条例（昭和41年条例第120号）第7条の規定にかかわらず、退職手当の算定の基礎となる勤続期間において、特別職の職員に療養期間がある場合における同条の規定の適用については、療養期間のある月（現実に職務に従事する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数を同条に定める月数から除算する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員の給与の支給の特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

議第 2 1 号

臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 2 9 年教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙 1)

福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

福山市教育委員会事務局処務規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

1 改正理由

教育長の命により特命事項を整理する参事を配置するにあたり、所要の改正を行うもの。

2 改正要旨

教育委員会事務局に参事を置くもの。

(第 8 条関係)

3 施行期日

公布の日

(別紙 2)

教育委員会規則第 号

福山市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

福山市教育委員会事務局処務規則（昭和 4 1 年福山市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(<u>参事、参与、政策調整官、主幹、専門員、調整員及び主査</u>) 第 8 条 第 3 条から前条までに定めるもののほか、必要があるときは<u>は事務局に参事（教育次長同等職をいう。以下同じ。）を、部</u>に 参与（部長同等職をいう。以下同じ。）を、部又は課に政策調整官又は主幹（課長同等職をいう。以下同じ。）を、課に専門員（課長補佐同等職をいう。以下同じ。）調整員（担当次長同等職をいう。以下同じ。）又は主査を置くことができる。 <u>2 参事は、教育長の命を受け、特命事項を整理する。</u> <u>3 参与、政策調整官及び主幹は、上司の命を受け、特命事項を整理する。</u> <u>4 専門員及び調整員は、課長が定める担任意務を整理する。</u>	(<u>参与、政策調整官、主幹、専門員、調整員及び主査</u>) 第 8 条 第 3 条から前条までに定めるもののほか、必要があるときは<u>は</u> <u>部</u>に 参与（部長同等職をいう。以下同じ。）を、部又は課に政策調整官又は主幹（課長同等職をいう。以下同じ。）を、課に専門員（課長補佐同等職をいう。以下同じ。）調整員（担当次長同等職をいう。以下同じ。）又は主査を置くことができる。 <u>(新設)</u> <u>2 参与、政策調整官及び主幹は、上司の命を受け、特命事項を整理する。</u> <u>3 専門員及び調整員は、課長が定める担任意務を整理する。</u>

<u>5</u> 主査は、上司の命を受け、事務を処理する。	<u>4</u> 主査は、上司の命を受け、事務を処理する。
--------------------------------------	--------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第 2 2 号

臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 2 9 年教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙 1)

福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

福山市教育委員会事務決裁規程の一部改正については、別紙のとおりとする。

1 改正理由

教育長の命により特命事項を整理する参事を配置するにあたり、所要の改正を行うもの。

2 改正要旨

(1) 専決の範囲に参事を加えるもの。 (第4条関係)

(2) 参事の専決事項を加えるもの。 (第4条の3関係)

(3) 決裁区分に応じた代理決裁権者に参事を加えるもの。 (第9条関係)

3 施行期日

公布の日

(別紙 2)

教育委員会規則第 号

福山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則

福山市教育委員会事務決裁規程（昭和 41 年福山市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
(専決の範囲) 第 4 条 次に掲げる職員は、この規定の定めるところにより、教育長の権限に属する事務及び福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 29 年教育委員会規則第 2 号）の規定により教育長が専決することができるものとする。 (1) 教育次長 <u>(2) 参事</u> (3) <u>部長及び高等学校長</u> (4) <u>部次長及び参与</u>（以下「部次長等」という。） (5) <u>課長</u>（課相当の室にあっては室長）、中央図書館及び高等学校事務長（以下「課長等」という。）	(専決の範囲) 第 4 条 次に掲げる職員は、この規定の定めるところにより、教育長の権限に属する事務及び福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 29 年教育委員会規則第 2 号）の規定により教育長が専決することができるものとする。 (1) 教育次長 <u>(新設)</u> (2) <u>部長及び高等学校長</u> (3) <u>部次長及び参与</u>（以下「部次長等」という。） (4) <u>課長</u>（課相当の室にあっては室長）、中央図書館及び高等学校事務長（以下「課長等」という。）

(6) 担当課長、主幹及び課付（以下「担当課長等」という。） (7) 課長補佐、専門員その他これらと同等の職にある者（以下「課長補佐等」という。） (8) 中央図書館を除く図書館、沼隈給食センター及び新市給食センター（以下中央図書館を除く図書館等）という。）の長 (9) 教育総務課と教育委員会の所管に属する学校を兼ねて勤務する調整員（以下「ブロック長」という。） 2 （略） 第4条の2 （略） <u>（参事の専決事項）</u> 第4条の3 参事は、前条の規定による教育次長の専決事項のうち、教育長の承認を得て指定するものについて、専決することができる。 （代理決裁及び代理決裁の順位） 第9条 決裁権者が不在の場合は、次表左欄に掲げる決裁区分に応じ、同表中欄に掲げる第1順位者が代理決裁し、第1順位者も不在のときは、同表右欄に掲げる第2順位者が代理決裁することができる。ただし、決裁権者、第1順位者及び第2順位者がいずれ	(5) 担当課長、主幹及び課付（以下「担当課長等」という。） (6) 課長補佐、専門員その他これらと同等の職にある者（以下「課長補佐等」という。） (7) 中央図書館を除く図書館、沼隈給食センター及び新市給食センター（以下中央図書館を除く図書館等）という。）の長 (8) 教育総務課と教育委員会の所管に属する学校を兼ねて勤務する調整員（以下「ブロック長」という。） 2 （略） 第4条の2 （略） <u>（新設）</u> （代理決裁及び代理決裁の順位） 第9条 決裁権者が不在の場合は、次表左欄に掲げる決裁区分に応じ、同表中欄に掲げる第1順位者が代理決裁し、第1順位者も不在のときは、同表右欄に掲げる第2順位者が代理決裁することができる。ただし、決裁権者、第1順位者及び第2順位者がいずれ
--	---

も不在の場合は、決裁権者の直属の上司が代理決裁することである。			も不在の場合は、決裁権者の直属の上司が代理決裁することである。		
決裁区分	第 1 順位者	第 2 順位者	決裁区分	第 1 順位者	第 2 順位者
教育長	教育次長及び参事	主管部長	教育長	教育次長	主管部長
教育次長及び参事	主管部長又は部次長等		教育次長	主管部長又は部次長等	
部長及び部次長等	主管課長又は担当課長等		部長及び部次長等	主管課長又は担当課長等	
課長等及び担当課長等	課長補佐等を置く課にあつては、課長補佐等	主務担当次長又は次長	課長等及び担当課長等	課長補佐等を置く課にあつては、課長補佐等	主務担当次長又は次長
	その他の課にあつては、主務担当次長又は次長			その他の課にあつては、主務担当次長又は次長	
2 (略)			2 (略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第 23 号

市長の職務権限に属する事務の補助執行にかかる協議について

市長の権限に属する事務の一部を、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることについて、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 180 条の 2 の規定により市長に協議する。

1 理由

教育委員会事務局に参事を配置することに伴い、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和 41 年規則第 5 号）（以下「規則」という。）に規定する事務の専決者を改める必要がある。

2 変更箇所

規則第 4 条第 4 項の表中、「教育次長」を「教育次長及び参事」に改めるもの。

3 実施時期

2026 年（令和 8 年）8 月 1 日

4 その他

その他、市長の職務権限に属する事務の委任及び補助執行に関して疑義が生じたときは、別途協議して定めることとする。

議第 24 号

2027年度（令和9年度）に使用する福山市立福山高等学校用教科用図書の採択について

2027年度（令和9年度）に福山市立福山高等学校で使用する教科用図書を、審議の上、採択する。